

鳥取県告示第622号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から施行する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																						
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1）次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路線名</th> <th style="width: 70%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td>東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953 - 8地先から同郡北栄町東園沖稲場763 - 1地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取市気高町八束水字鶴木谷</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	略		一般国道9号	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953 - 8地先から同郡北栄町東園沖稲場763 - 1地先まで		略		鳥取市気高町八束水字鶴木谷	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1）次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路線名</th> <th style="width: 70%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td style="border: 2px solid black;">鳥取市福部町湯山字池淵2070 - 1地先から同市浜坂字宇都路谷1042 - 2地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953 - 8地先から同郡北栄町東園沖稲場763 - 1地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取市気高町八束水字鶴木谷</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	略		一般国道9号	鳥取市福部町湯山字池淵2070 - 1地先から同市浜坂字宇都路谷1042 - 2地先まで		東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953 - 8地先から同郡北栄町東園沖稲場763 - 1地先まで		略		鳥取市気高町八束水字鶴木谷
路線名	区 間																						
略																							
一般国道9号	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953 - 8地先から同郡北栄町東園沖稲場763 - 1地先まで																						
	略																						
	鳥取市気高町八束水字鶴木谷																						
路線名	区 間																						
略																							
一般国道9号	鳥取市福部町湯山字池淵2070 - 1地先から同市浜坂字宇都路谷1042 - 2地先まで																						
	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953 - 8地先から同郡北栄町東園沖稲場763 - 1地先まで																						
	略																						
	鳥取市気高町八束水字鶴木谷																						

	755 - 1 地先から同市青谷町字阿がき295 - 1 地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821 - 1 地先まで
略	
一般国道 373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1 地先から同町大字尾見字名引河原811 - 1 地先を経て同町大字市瀬字竹ノ出口1478 - 5 地先まで
略	
県道倉吉江府溝口線	5の(2)の表に掲げる区間以外の全線
略	
県道湯山鳥取線	鳥取市福部町湯山字池淵2070 - 1 地先から同市浜坂字宇都路谷1042 - 2 地先まで
略	

(2) 略

3及び4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域(前項に掲げる地域を除く。)とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道9号	略 鳥取市気高町八束水字鶴木谷755 - 1 地先から同市青谷町字阿がき295 - 1 地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821 - 1 地先まで
略	
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1 地先から同町大字尾見字名引河原811 - 1 地先を経て同町大字市瀬字竹ノ出口1478 - 5 地先まで

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
	2の(1)の表に掲げる区間及び

	755 - 1 地先から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821 - 1 地先まで
略	
一般国道 373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1 地先から同町大字市瀬字竹ノ出口1478 - 5 地先まで
略	
県道倉吉江府溝口線	5の(2)の表に掲げる区間及び倉吉市内の区間以外の全線
略	
県道湯山鳥取線	鳥取市福部町湯山字池淵2072 - 3 地先から同市覚寺字椎谷847 - 10地先まで
略	

(2) 略

3及び4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道9号	略 鳥取市気高町八束水字鶴木谷755 - 1 地先から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821 - 1 地先まで
略	
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1 地先から同町大字市瀬字竹ノ出口1478 - 5 地先まで

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
	2の(1)の表に掲げる区間以外

一般国道9号	鳥取市気高町八束水字鶴木谷 755 - 1 地先から東伯郡湯梨浜町大字小浜字池ノ谷西平277 - 1 地先を経て同町はわい長瀬字又四郎開1821 - 1 地先までの区間以外の県内の区間
略	
県道倉吉江府溝口線	西伯郡伯耆町岩立字辻堂1051地先から同町溝口字澤田59 - 2 地先まで
県道岸本江府線	全線
略	
県道湯山鳥取線	2の(1)の表に掲げる区間以外の区間

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域(倉吉市の区域を除く。)で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道179号	県内の区間
略	
一般国道313号	2の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
一般国道373号	2の(1)の表に掲げる区間及び八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1 地先から同町郷原字中土居151 - 1 地先を経て同町大字市瀬字竹ノ出口1478 - 5 地先までの区間以外の県内の区間
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	略 東伯郡三朝町大字阪本字橋ノ上17地先から同町大字山田字徳呂844 - 8 地先まで
略	
県道倉吉由良線	全線
略	

一般国道9号	の県内の区間
略	
県道倉吉江府溝口線	西伯郡伯耆町岩立字辻堂1051地先から同町溝口字澤田59 - 2 地先まで
略	
県道岸本江府線	全線

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道179号	倉吉市内の区間以外の県内の区間
略	
一般国道313号	2の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間(倉吉市内の区間以外の区間に限る。)
一般国道373号	2の(1)の表に掲げる区間以外の県内の区間
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	略 東伯郡三朝町大字阪本字橋ノ上17地先から同町大字山田字徳呂844 - 8 地先まで
県道鳥取港線	鳥取市今町一丁目248地先から同市緑ヶ丘一丁目820 - 1 地先まで
略	
県道倉吉由良線	倉吉市内の区間以外の全線
略	

県道鳥取国 府岩美線	鳥取市国府町宮ノ下1156地先か ら同市国府町雨滝字細入212 - 4 地先まで
	略
略	
伯耆町道岸 本大原線	西伯郡伯耆町久古字陣場1469 - 3 地先から同町大原字上原的場 834 - 1 地先まで
北栄町道北 条南線	全線
北栄町道北 条北線	全線
略	

(4)及び(5) 略

(6) 次に掲げる鉄道の両側200メ - トル以内の地域(倉吉市の区域を除く。)で当該鉄道から展望できる場所

線路名	区 間
西日本旅客 鉄道株式会 社	略
	5 の(5)の表に掲げる 区間以外の県内の区間
	山陰本 線
略	
略	

県道鳥取国 府岩美線	鳥取市吉方町二丁目514地先か ら同市国府町雨滝字細入212 - 4 地先まで
	略
略	
町道岸本大 原線	西伯郡伯耆町久古字陣場1469 - 3 地先から同町大原字上原的場 834 - 1 地先まで
略	

(4)及び(5) 略

(6) 次に掲げる鉄道の両側200メ - トル以内の地域で当該鉄道から展望できる場所

路線名	区 間
西日本旅客 鉄道株式会 社	略
	5 の(5)の表に掲げる 区間以外の県内の区間 (倉吉市内の区間以外 の区間に限る。)
	山陰本 線
略	
略	